

令和3年度第2回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和3（2021）年6月19日（土） 午前9時から午前10時30分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（49名）、市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者： 第14区区長

会議内容

- 1 区長会長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 議題

区長会長

本日の区長会は、午前10時40分終了予定で進めさせていただく。

会議に先立ち、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参するため、その後区の番号を言ってから発言願う。

また、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔にお願いしたい。あわせて区長のみなさまの質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にさせていただくようご協力を求める。

【区長への作業・提出依頼】

（1）敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について

区長会長

「議題1：敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について」説明を求める。

くらし人権課

高齢福祉課に代わり説明する。

各区で敬老事業を行うにあたり、80歳以上の対象者一人につき、2,000円の交付金を交付するため、それに関連して2点説明する。

最初に、本日敬老事業を行うにあたり、各区で対象者を把握するための参考資料として、80歳以上の対象者名簿を2部、さらに希望された区については、75～79歳の対象者名簿2部を個人情報外部提供決定通知書とともにお配りしている。配付されたものが、正しいものか確認の上、不備等があれば、事務局職員までお知らせいただきたい。部数等を確認した後、封筒の上に配付しているA4の半分のサイズの用紙「敬老事業対象者名簿受領書」に受け取り確認の署名をし、重しのボールペンとともに席上に置いてお帰りいただきたい。

続いて交付金の申請手続きについて説明する。

申請にあたっては、「様式1：補助金等交付申請書」、「様式2：敬老事業計画書」、「様式3：補助金等前渡請求書」の3点が必要になるため、必要事項を記入の上、7月16日（金）までに高齢福祉課もしくはくらし人権課まで提出をお願いする。

当該様式の記入例については、資料3ページから6ページに記載しているが、敬老事業の案内文書や封筒が必要な場合は、資料5ページの様式、記入例2の下段辺りに、必要数等を記載する欄があるので、そちらに記入いただきたい。

申請手続きしていただいた以降の流れについては、8月末ごろに申請のあった交付金額を各区の指定口座、市政協力業務委託契約費を振込みした口座に振り込みする予定。その後、事業を実施していただき、10月上旬ごろに、実績結果の報告をいただく様式を

お送りするため、あわせて予定願う。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今年度も宴席や催し物の開催を見送られる区もあると思うが、交付金の請求にあたっては、昨年度と同様、記念品の配付のみでも対象となるので、地域の高齢者とふれあう貴重な機会であるので、何卒計画の程、よろしくお願ひしたい。ただ、現金の給付は不可となるので、あわせて確認願う。

最後になるが、配付している交付金の申請様式については、市役所高齢福祉課のホームページにも掲載しているので、必要に応じて活用いただければありがたい。

区長会長

「議題1：敬老事業対象者名簿の配付と交付金申請について」、質問はあるか。

名簿をいただいてから開催までに亡くなってしまった場合は、どうなるのかといった質問もあるかと思うが、細かいことは高齢福祉課にお尋ね願ひたい。

区長

質問なし

(2) 岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について

区長会長

「議題2：岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について」の説明を求める。

くらし人権課 議題2（資料2）

文化スポーツ課に代わり説明する。

岐阜県が地域において子どもたちの見守りや、子ども達の心身の発達や技術の向上に資する活動をしている個人もしくは団体に対し、「岐阜県地域子ども支援賞」を贈りたいということで、区長のみなさまから候補者の推薦をいただきたいというもの。

資料7～9ページに取扱規程をつけているが、スポーツ関係、文化関係、子どもの安全を見守る活動等を通算10回以上、かつ継続して3年以上行い、現在も活動している方があれば、ぜひご推薦をお願いしたい。参考までに、資料15～20ページに、平成15年度以降に推薦いただいた団体等を掲載しているので、参考にしていきたい。

なお、今年度については、これらの活動以外に、新型コロナウイルス感染症関係分野での活動が対象に追加されている。例えば、放課後に学校の机や椅子の消毒作業を行うなどの感染対策でお手伝いをしてくださっている方があれば、活動回数、年数にかかわらず推薦いただきたい。

各区でぜひこの人を、この団体をとという候補があれば、推薦調書に必要事項を記入の上、7月2日（金）までに提出をお願いする。資料12～13ページに記載例も付けているため、参考にしていきたい。

区長会長

「議題3：岐阜県地域子ども支援賞候補者の推薦等について」、質問はあるか。

区長

この地域子ども支援賞であるが、日頃地道な活動をされている方に報いる意味でも非常に素晴らしい制度だと思うし、私たち区長として一人でも多くの方が推薦されるように、取り計らって参りたいと思う。ところが今回推薦書の提出期限が7月2日となっていて、私たちが地域から推薦対象者の情報を吸い上げるには、非常にタイトなスケジュールである。例えば1週間でも延ばすことはできないのか。今から2週間しかない。これでは回覧を回してどなたかありませんかとお尋ねすることもできない。非常にきついなと思いながら資料を見て、とても残念な気持ちになった。岐阜県から教育長宛の発信文書が添付されていたが、その発信日付は4月9日付けである。これなら4月の区長会に十分間に合ったのではないか。候補者推薦を主管されている文化スポーツ課が、せっかくこうして20ページもある資料を配付されるのであれば、それが十分機能するものになるよう配付していただきたい。私たち受け取る側の先々のことも念頭に置いて対応をしていただきたい。

一つだけ参考に申し上げると、本地域子ども支援賞について非常に気になったので、岐阜県のホームページを確認したところ、3年間の受賞者のリストが出ていたので見てみた。3年間、岐阜県で受賞された方、個人、団体あわせて354件ある。そのうち多治見市は3年間で4件であった。岐阜市は101件、いくら人口が多いといってもこの開きは大きすぎる。あるいは、可児市は10件、多治見の倍である。土岐市は17件、4倍程度である。中津川市25件で多治見市の6倍程度である。どうしてこのような結果になるのか、ぜひ心にとめて考えていただきたいと思う。

くらし人権課 ご意見を寄せていただきお礼申し上げます。ご指摘のとおり推薦調書の提出期限までに期間が短く大変申し訳ない。推薦した候補者がある場合は、推薦調書の作成まではとても間に合わないという場合も、7月2日までに、ひとまず電話で構わないので「候補者がありそうだ」ということを先に連絡いただきたい。

また、現在発言いただいた区のように、都合により1週間後になりそうだということもあれば、お知らせいただきたい。一度文化スポーツ課と調整させていただく。

なお、令和4年度については、第1回区長会議でお知らせできるよう改めて調整させていただきたいと考えているため、今年度は何卒ご理解の程、お願いしたい。

市長 ずばり的確なご意見に感謝申し上げます。市長として常日頃職員に徹底しているのは、「スピードと正確さ」である。「スピードと正確さを持って業務にあたる」、このように指示も出している。

今回県から着信をして、本日の提案までに時間がかかったということは、紛れもない事実である。加えて、私たちより人口の少ない都市が多く受賞しているというのも全くの事実である。来年度からは、こうしたことがないよう、早く区長さんに情報提供し願います。そしてしっかりと県に対し上申をする。どれだけ素晴らしい美事・励行があるか、ということをお知らせする。市長としてしっかりと約束する。

本件について、あるいは過去について本当に申し訳なく思う。お詫び申し上げます。

区長会長 忌憚のないご意見にお礼申し上げます。あわせて4月の区長会議の見直しもしていきたいと考えている。どういうことかということ、今のお話のように、時間を要するものについては4月に付議してもらおうが、4月の区長会議ではご存知のとおりいろいろな制度をずーっと、30近い議題を説明された。あれをもっと精査し、必要なものを第1回に、次回以降でも良いというものは次回以降へというように見直しすることも行う予定であることも申し添える。

他にご意見、質問はあるか。

区長 質問、意見なし。

【区長への周知】

(3) ミスト発生器のご案内

区長会長 「議題3：ミスト発生器のご案内」について説明を求める。

くらし人権課 議題3（資料3）

環境課に代わり説明する。

水を細かい霧にして噴射し、冷却することができるミスト発生器、資料中段の写真のものになるが、それを区や町内会が主催する行事で使用できるよう貸出しをする。

100V電源と水道があれば使用できるので、必要がある場合は、環境課まで利用申請書を提出願う。

貸出し期間は7月から9月の3か月間で、応募受付は、6月23日（水）からとなる。

小中学校が保有しているものも貸出しが可能であるが、夏休み期間中は職員が手薄になるため、夏休み期間中の使用を希望する場合は、7月16日（金）までに直接学校に相談いただきたい。

区長会長 議題3：「ミスト発生器のご案内」について、質問はあるか。
区長 質問なし。

【区長・町内会長への作業・提出依頼】

(4) 令和3年度社会福祉事業協力金のお願いと取りまとめについて

区長会長 「議題4：令和3年度社会福祉事業協力金のお願いと取りまとめについて」説明を求める。

社会福祉協議会 議題4（資料4）

本日は貴重なお時間をいただき感謝申し上げます。最初に一言お礼申し上げます。

皆様方には日頃より社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社の活動にご理解、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本日ご協力をお願いする社会福祉事業協力金は、私たちが目指す、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を進めるための大変貴重な財源となっている。自治会のみなさまには大変お手数をおかけするが、何卒協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

福祉課 令和3年度社会福祉事業協力金、日赤の社資、社会福祉協議会の会費、赤い羽根共同募金の協力のお願いになる。

社会福祉事業については、みなさまの温かいご協力に支えていただき、成り立っているので、趣旨をご理解の上、何卒ご協力をお願いしたい。

区又は町内会、いずれかの単位でお願いしたい。

いただいたご協力金は、資料2ページ、「1 主な活用事業」については、記載の(1)～(3)の事業に使用させていただいている。詳しくは後ほど添付資料で説明する。

続いてご協力いただきたい目安、あくまで任意であり強制ではないが、目安として1世帯あたり、日本赤十字社分として350円、社会福祉協議会費として320円、共同募金として280円の合計950円程度をあくまでも目安として任意で考えていただければありがたい。

取りまとめの期限については、令和3年10月29日（金）までに、お願いする。

納入の方法については、東信の若松町支店または、陶都信用農協の川南支店の窓口へ直接お持ち込みいただくか、別途配付している振込用紙で振込みいただきたい。

資料3ページをご覧ください。

参考として、社会福祉事業協力金の集金等についてお知らせする。

一つ目の協力金の任意性の担保ということであるが、(1)～(3)の集金の方式が各区、町内会であると思うが、多くの自治会が3番目の自治会費一括集金方式を採用していると聞いている。いずれの方式でも「協力しない」という申し出があった場合は、その意思を受け入れ、強制する必要はない。

二つ目の、集金時のトラブル対応については、もし、集金時にトラブルが発生した場合には、市役所の福祉課、もしくは社会福祉協議会から説明に伺う等、我々の方でも解決に努めさせていただきたいので、トラブルが発生した場合はまずは、ご連絡、ご相談いただきたい。

三つ目の、納入された協力金について、返金の申し出があった場合についても、岐阜県の共同募金会や日赤に納入する前の段階であれば、返金に応じるためこちらについても

ご相談いただきたい。

最後に、協力金に関する回覧文書の作成など、申し出いただければ可能な範囲で要望に応じるためお知らせいただきたい。

以降、添付資料の説明になるが、4 ページ、5 ページについては、1、2 ページと同じ内容で、町内会長宛のものになる。6 ページは、町内会ごとに利用いただく回覧文書の見本となる。「社会福祉事業協力金の協力はあくまでも任意である」という点を記載している。7 ページは、日本赤十字社の社資についての説明文書になり、参考までに申し上げますと令和2年度は 997 万円程度ご協力いただき、訪問活動や災害救護、奉仕団活動で活用させていただいている。

次に緑色のチラシについては、社協の会費についての説明文書で、令和2年度は、1,210 万円程度ご協力いただき、見守り活動や集いの場づくり、ボランティア活動などに活用させていただいたところである。

最後、赤いチラシについては、赤い羽根共同募金についての説明文書であり、令和2年度は共同募金会から 574 万円程度の配分金をいただき、福祉車両の購入や地域交流事業、年賀状交流活動に活用させていただいた。

区長のみなさまには大変お手数をおかけすることになるが、何卒よろしくご協力のほど、お願いしたい。

区長会長

議題4：「令和3年度社会福祉事業協力金のお願いと取りまとめについて」、質問はあるか。本件、メ切が10月29日なのに何故、6月の区長会議で付議しているかについて説明する。本件については、以前からいろいろなご意見が寄せられており、社会福祉事業協力金については、各区、各町内会で集め方も様々であり、区費等とあわせて集めるところもあれば、回覧板等を回して意思を確認した上で集金するところもあると聞いている。そこで事前に周知できる期間を十分確保できる時期にと考え、この時期に付議した経緯がある。これが正解かはわからないが、今回はそういう意図であることを理解いただきたい。

質問であるが、2ページの4に別添振込み用紙とあるが、本日配付されているのか。

社会福祉協議会

振込みについては、東濃信用金庫及び陶都信用金庫の指定口座になる。支店間の取扱については手数料が無料となっているので、お近くのところから振込みいただけるとありがたい。

白い封筒の中に赤い振込み用紙が入っていると思う。区長に3枚、町内会長にも3枚ずつ用意している。こちらについては、区で一括して振込みする場合は、区長用の3枚を活用いただきたい。毎年、町内会ごとに振り込んでいるというところは、町内会長用のものを活用し振込みいただきたい。

また、資料の中にも記載しているが、3枚は、日本赤十字社、社会福祉事業会費、共同募金会それぞれを想定している。一括で納めたいという場合は、1枚の振込み用紙を活用いただければ良いが、それぞれに金額を決めて振込みたいという自治会もあると聞いているので、そういった場合は、3枚の納付書を活用いただきたい。

あと、太平町にある総合福祉センターの窓口を持参いただいても構わない。こちらの方で、受付させていただき、きちんと金額を確認した上で、報告させていただくので、福祉センターの方が近くて利用しやすいということであれば福祉センターまでおいでいただきたい。

区長会長

振込伝票の書き方等がわからない場合は、社会福祉協議会やくらし人権課に事前に質問した上で対応されるとよい。他に質問はあるか。

区長 前から疑問に思っていたが、組織が3つ（日本赤十字社、社協会費、赤い羽根共同募金）に分かれているが、どういう関係か。一つにまとめて行っても良いのではないか。振込先を見ると代表者も同じ方のようなため、まとめても良いのではないか。どういう分かれ方をしているのかを教えて欲しい。もう一つは、税金ではなく、何故、募金に頼らなければならないのか、税金を福祉事業に投入すべきだと思っているのであるが、なぜ、税ではなく募金に頼っているのか。区から計算すると440世帯ぐらいあるので、1世帯950円だと42万円ぐらいになる。70万円ぐらいの協力金をもらって、別の形で42万円程支払うと30万円ぐらいになってしまっていると言えなくもない。

払わないと言うことではなく、私の区の役員会で話し合いをし、福祉事業協力金を支払うことが決まっているのであるが、個人的にはなんだかすっきりしないので、きちんと説明をしていただけるとありがたい。

区長会長 今回の質問と同様の疑問を抱いている方はあるか。この場での説明が必要だという意見があればこの場で説明いただくこととするが、そうでなければ、個別の質問として福祉課の方々に残っていただき直接説明いただく形にした方が良いと思うがどうか。

区長 個別にお答えいただければ構わない。

区長会長 それでは、個別に、より丁寧にわかりやすく説明いただくようお願いしたい。他に質問はあるか。

区長 質問なし。

(5) 街頭消火器の点検等の協力について

区長会長 「議題5：街頭消火器の点検等の協力について」説明を求める。

消防総務課 議題5（資料5）

日頃は消防行政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

街頭消火器の点検等の協力についてお願いしたい。

この街頭消火器は、地域のみなさまに迅速な初期消火、火事などの際に利用いただくために市内に約3,200本設置している。

現在は、消防職員が年に1回街頭消火器の点検を行っているところであるが、今年度から、地域防災力の向上の一環で、地域のみなさまに設置場所の確認や簡易点検のご協力をお願いするものである。

お願いする理由であるが、2点ある。

1点目は設置場所の確認で、日頃から設置場所を確認いただくことで、迅速な初期消火が可能になると考えている。特にご自宅から一番近い街頭消火器の場所を覚えておいていただくことが有事の際、非常に役に立つと考えている。

2点目は、不備への早期対応が可能になるということである。街頭消火器は屋外においてあるため、車がぶつかって、消火器が収納してある収納箱が変形し、扉が開かなくなっていたり、いたずらで、消火器の中身が噴出していたり、消火器がなくなっていたりということがあつた。そういった異変をより早く発見することもできると考えている。もちろん、発見後は直ちに消防署へ連絡いただければ、速やかに交換対応をさせていただきます。

お願いする内容であるが、最初に街頭消火器の設置場所の確認である。お手元に青色のファイルをお配りしているが、その中に、町内会ごとの設置場所の配置図を用意している。これを元に場所の確認をしていただきたい。

2点目に街頭消火器の点検をお願いしたい。同じく青色のファイルに点検要領を綴じ

込んでいるが、これに基づき点検をお願いしたい。

実物を持ってきているが、赤い箱が収納箱、その中に入っているのが消火器になる。点検の要領を説明すると、まずは収納箱の箱が変形していないか、この収納箱はコンクリートの足の上に乗っているが、それがぐらぐらして倒れそうでないか、扉が開くか、そういったことを点検いただきたい。それから扉を開けていただき、中の消火器を点検いただきたい。中の消火器本体の上の部分に黄色のピンがあるが、それが抜けているものは使用済みであるため、そういったものがないか、ホースがあるが、このゴム製のホースに亀裂がないか、それから、消火器の底が錆びていないか。消火器は圧力容器であるので、底が錆びていると消火器を使ったときに底が抜けて破裂してしまうということも考えられるので、そうならないよう点検をお願いしたい。

点検の実施後であるが、青いファイルの一番後ろに点検表をいれている。そちらに点検結果を記載いただき、ファイルごと消防署へ提出いただきたい。次年度また、点検要領等も含め入れ替えし、お渡しできるようにする。

また、点検する中で不備を発見した場合は、速やかに最寄りの消防署までお知らせいただきたい。消火器の収納箱及び本体に管理番号を付しているのので、管理番号と不備の内容をお知らせいただきたい。なお、点検要領の最後に消防署の連絡先を記載しているので、電話で構わないのでお知らせいただきたい。

最後に、点検回数、点検期日であるが、年1回、今年度は概ね12月末までに点検いただけるとありがたいと思う。特に点検日として特別な日を設けるのではなく、町内会役員の集まる日などに併せて行っていただければありがたいと思う。

それから、予め2点ほど質問を寄せていただいたので、この場で説明する。

まず1点目は、「当該消火器の点検は消防設備士等の有資格者が行わなければならないのではないか。」という質問であるが、街頭消火器は、法律的に設置義務のあるものではないので、有資格者による点検は必要ない。

2点目は、点検にあたり、「安全性に問題はないのか。」例えば、「破裂等の心配はないのか」との質問をいただいたが、先ほど見ていただいたとおり、消火器は収納箱に収納されており、雨ざらしの状態ではないので、これまで点検してきた経験から、錆びてしまっているというものはなかった。しかし、凹んでいる等の異変を感じた場合は速やかに消防署まで連絡いただきたい。

区長会長

この話を聞いて、私も住んでいる班と隣の班と協力して消火器の場所を確認した。1点、青いファイルに入っている点検表についてであるが、既に、区で自主的に街頭消火器の点検を行っているようなところもあると聞いているので、そういった場合は、独自のフォーマットで点検した結果を報告しても良いか。

消防総務課

元々区、町内会で独自の方法で点検を行ってきた場合は、その結果を報告いただきたい。そして次年度以降は、当該点検表を活用いただければありがたい。

区長会長

議題5：「街頭消火器の点検等の協力について」、質問はあるか。

区長

つい先日あった話であるが、地域で消火器の場所を見て回ってくださる方がいるが、あるところの街頭消火器の封印が無くなって大丈夫かという話が町内会長を通じて私の方にあり、私も心配になったので、消防署へお尋ねした。結果としては、方針が変わり封印を外しただけであるので、大丈夫であるとの返事をいただき、安心したところ。

そこで、消防の方で何らかの方針が変わり対応が変わる場合は、一言教えていただけるとびっくりすることがないので、お願いしたい。

また、消火器の期限が切れているものがあったので、交換できますかとお尋ねしたとこ

ろ、返事がない。そちらについても対応いただくことは可能か。

消防総務課

まずは、収納箱に貼ってあった封印シールであるが、以前消防職員が点検した際には、点検済みの印で封印シールを貼り付けしていたが、現在は外している。したがって、みなさんが点検後に当該封印シールを貼る必要はないのでお願いしたい。

2点目、古い消火器があったということであるが、市内約 3,200 本ある消火器については、10年に1回新品に交換している。したがって古い消火器が中に入っているということはない。消火器はいわゆる圧力容器になるので、10年経過すると本来は圧力試験というのを行わなければならないが・・・

市長

古い消火器があったとしたら、直ちに交換していただけるかという質問である。直ちに交換する。以上。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

今回から地域で点検を行って欲しいということであるが、点検要領等が添付されているが、できれば地域の人と消防職員が一緒になって点検をできると良いのではないかと。「こういうところを点検してください」というポイントを聞きながら消防職員の方に1回か2回、立ち会っていただきながら実施できるとよりわかりやすいと思うがいかがか。

消防総務課

例えば、地域の消防訓練等の時に、職員も参加するので、その際に声をかけていただけたらありがたい。

区長

ということは、街頭消火器の点検の際には立ち会わないということか。

消防総務課

基本的にはみなさま方に点検をしていただきたい。

区長

街頭消火器の点検に関する説明は理解したが、これに類する件について質問する。消火栓に接続する消防ホース、これについてはどのように対応する方針なのか。消防団の方から、区に関係なく町内会へ申し入れがされるケースがある。消防ホースは1年間使わずに巻きっぱなしにしておくとも劣化が激しい。そこで、年に1回は水を流して欲しいという話が消防団から町内会へ話があった。区は全然関知していない。こういうことがどういう流れになっているのか確認したい。

あわせて今回の消火器との関連についてお聞かせ願いたい。

消防総務課

今お話のあった消火栓については、消防署から遠い地域に市で設置している。また、独自に、町内会や区で設置している事例もあると聞いている。

基本的に消防ホースはご指摘のとおり収納したまま、曲がったままにしておくとも劣化は激しい。地域の消防訓練の際に活用する等管理をお願いしたい。市が設置したものについては市で管理する。

区長会長

他に質問はあるか。

区長

質問なし

【区長・町内会長への周知】

(6)防犯カメラ設置事業補助金の活用について（周知）

区長会長

「議題6：防犯カメラ設置事業補助金の活用について」説明を求める。

くらし人権課

議題6（資料6）

犯罪防止や防犯力向上のために、防犯カメラの設置費用の一部を補助する制度である。

この補助制度は、令和2年度から令和6年度までの5年間限りの制度であるため、この機会にご検討いただき、ご活用願う。

補助対象団体は、区又は町内会、補助対象経費は防犯カメラの購入設置費又はレンタル設置費。補助率は1/2。補助限度額は一団体あたり1年度あたり60万円、設置台数の上

限はないが、防犯カメラ1台あたり15万円が上限である。

次回第3回区長会議で詳細を説明する予定であるが、原則として事業実施前年度の9月末ごろまでに事業実施計画書を提出していただき、翌年度、令和4年度に防犯カメラの設置工事着工という流れになるので、まずは、区、町内会で設置の必要があるかご検討いただきたくお知らせする。

本日は町内会長等、役員分の資料を配付しているので、区の役員会等で活用いただき検討いただきたい。

別添チラシのとおり、岐阜県警察においても防犯カメラ設置に対する補助制度が制定されたため、あわせてご検討いただきたい。詳しくは岐阜県生活安全課、又は岐阜県警生活安全総務課までお問い合わせいただきたい。

既に今年度中に設置する予定で準備を進めている区、町内会がある場合は、くらし人権課まで速やかにご相談いただきたい。しかし、岐阜県警察の補助については、既に今年度分の予算が尽きたと聞いているのでご承知おきいただきたい。

なお、犯罪発生時のより迅速な対応に寄与するよう、防犯カメラを設置した団体や設置を検討している区、町内会の情報を必要に応じて多治見警察署へ情報提供していくのでご承知おきいただきたい。

先般の区長会総務会で防犯カメラの設置台数、設置箇所、維持費について質問をいただいたので、お知らせする。

令和2年度末の設置台数は全体で317台。主に子どもが利用する幼稚園、保育園、児童館、児童センターに123台。利用者数が多い文化会館や公民館等に84台、多治見駅周辺に14台の防犯カメラが設置してある。また、維持費であるが、定期点検の有無や頻度、故障時の補償内容、さらには映像の保存方法等によっても維持費が大きく変わると聞いている。例えば、データを防犯カメラ本体に保存する場合であれば、電気代を含め年間3～4万円程度。インターネット上に保存する場合であれば、年間11万円程度となるようである。また、電気代のみであると月額500円、年間6,000円程度と聞いている。

本日ロビーに市内業者2社に来ていただいているので、防犯カメラの設置を検討されている場合は、ぜひ立ち寄りいただきたい。

また、補助金交付要綱等の資料も配置しているため、参考にしていきたい。

不明な点等ある場合は、気軽にくらし人権課まで相談いただきたい。

区長会長

防犯カメラ設置事業補助金は様々な要件があり、なかなか説明が難しい面があるので、また個別に質問をしていきたいと私も考えているが、議題6：「防犯カメラ設置事業補助金の活用について」、質問はあるか。

区長

設置に関するガイドラインも含めて相談して欲しいということと理解したが、ガイドラインを事前に見せてもらうことは可能か。

くらし人権課

ロビーに運用規程とともにガイドラインについても配置しているため、持って帰っていただき参考にしていきたい。その上でご不明な点があればくらし人権課までご相談いただきたい。

区長

質問なし。

(7) 地域集会所施設整備等補助金の活用について (周知)

区長会長

「議題7：地域集会所施設整備等補助金の活用について」説明を求める。

くらし人権課

議題7 (資料7)

この補助制度は現在、補助内容が拡充されているが、それも来年度、令和4年度が最終

年度となる。区、又は町内会が管理している地域集会所で、改修の必要がある場合は、ぜひ来年度の改修をご検討いただき、活用をお願いしたい。

補助制度の概要については、「1、補助制度の概要」にあるように、令和4年度までは、補助率が1/3から1/2に、また、補助限度額が200万円から300円へ1.5倍にUPするなど、補助が拡充され改修等にかかる制限も緩和されている。

補助拡充期間に工事を実施したい場合は、今年度実施計画書を提出いただく必要があるが、拡充された補助制度を活用する最後のチャンスであるので、雨漏りや床が抜けている、エアコンが壊れている、トイレを洋式化したい等、改修の必要性がないか今一度確認いただき、活用をご検討いただきたい。

令和4年度の補助金の活用の流れについては、裏面の通りとなる。令和4年度に改修を行う場合の事業計画書の作成等、詳しい手続きについては、次回8月開催の第3回区長会議で説明させていただき、依頼させていただく予定。

9月から10月上旬に提出いただく予定で準備を進めているので、まず、改修の必要性があるかどうかを区、町内会で検討いただくようお願いする。

なお、今年度の工事については、前年度に事業計画書を提出した自治会のみとなるが、それ以外は緊急を要する場合を除き認められないのでご理解いただきたい。ご不明な点があれば、くらし人権課までお問い合わせいただきたい。

区長会長

私もこの補助制度を活用したことがあるが、問題はかなり期間がかかることである。問題意識をもって集会所の改修を行おうと思った区長が1年で交替してしまうと、それがうまく引き継がれないという課題はある。その解決の妙案は思いつかないが、問題意識をもって改修したいと考えたことを計画書にまとめ、提出しておくことで、くらし人権課もフォローしてくれるので、その点も含めて、ぜひ検討をしていただきたい。

議題7：「地域集会所施設整備等補助金の活用について（周知）」質問はあるか。

区長

質問なし。

【区長会事業】

（8）令和3年度区長会視察研修及び交流会の開催是非及び会費の徴収について

区長会長

「議題8：令和3年度区長会視察研修及び交流会の開催是非及び会費の徴収について」説明を求める。

区長会事務局

議題8（資料8）

第1回区長会議において、令和3年度の区長会事業計画について説明したが、例年行っている区長会視察研修及び交流会は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「中止」を提案する。

視察研修及び交流会は、区長同士で日頃の自治会活動についての情報交換や交流ができる貴重な機会であり、過去に参加された区長の方々からも「参加して良かった」との声もいただいている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない中、三密回避、少人数での会食や、県外移動の自粛等の対策を講じることが難しい本事業の実施はまだ難しいと考え、やむなく中止を提案したい。

本提案が決定された場合は、今年度は例年各区から納めていただいている「視察研修及び交流会の会費」の徴収も行わないこととしたい。

ただし、新型コロナウイルス感染症の終息を期待し、令和4年度はなんとか開催できればと考えているので、令和4年度予算編成時には、各区でこの会費分の予算計上を引続

きお願いしたい。

区長会長

議題8：「令和3年度区長会視察研修及び交流会の開催是非及び会費の徴収について」、質問はあるか。

2年続けて残念ながら開催できないということになる。いろいろな考え方の方が見えて、3年ほど前に、「区長会視察研修は物見遊山であろう」と言われてしまったことがあったが、やはり区長同士が区長会議だけではいろいろな意見を交わしきれない部分があるので、視察研修等の場合は、いろいろな考え方を共有し、取り組んでいくことができる貴重な機会だと考え、必要だと考えている方もいるので、令和4年度以降については、また考えていきたい。

区長

質問なし。

(9) 区長会としてとりまとめる協賛金への協力のお願について

区長会長

「議題9：区長会としてとりまとめる協賛金への協力のお願について」の説明を求める。

区長会事務局

議題9（資料9）

協賛金の協力依頼を2件いただいているので、お知らせするとともに協力のお願をする。

まず、消防友の会であるが、消防友の会は、消防職、消防団員を物心両面から支援、激励する目的で設置された会で、区長には区の代表として会員になっていただいている。また、区長会の幹事及び総務区長には、会の役員も務めていただいているところ。

その消防友の会の会費へ協力をお願いされているところであり、その会費は、消防団の激励や火災予防ポスター等の作品展の記念品費用等で活用されているところである。

この会費は、資料3枚目に添付している消防友の会の規約第6条に基づき、1口1,000円以上の会費の納入をお願いされているが、例年、区長会全体で消防団の活動を応援しようという考えから、各区2口ずつ、2,000円の協力をお願いしており、令和3年度も同様の協力をお願いしたい。

続いて多治見まつりであるが、こちらについては、最初に会長からも説明があったが、令和3年度が多治見まつりについては「延期」となった。あわせて協賛金のお願も今年度については見送るとの連絡をいただいた。したがって、今回は協賛のご協力は行わないこととする。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の終息を願い、なんとか開催したいとの意向をいただいているので、次年度は協賛の協力をお願いすることになるので、引続き予算計上をお願いしたい。

そこで、令和3年度については、消防友の会の会費、1区につき2,000円の協力をいただき、7月30日までに裏面の区長会会費会計口座まで振込みいただくか、くらし人権課窓口まで現金で持参いただきたい。

区長会長

今説明のあった多治見まつりについては、個人の感想ではあるが、2年続けての延期であり、非常にさみしいなと思う。令和4年度は3年分盛り上がるまつりになればと思う。多治見まつりの延期については、事務局の説明のとおりである。

「議題9：区長会としてとりまとめる協賛金への協力のお願について」質問等はあるか。

区長

消防友の会の会費について説明をいただいたが、振込先が確認できないがどちらに振り込めば良いか。

区長会事務局 資料裏面に記載している区長会会費会計の口座へ振り込みいただきたい。区長会としてまとめて消防友の会へ振込みする予定。

区長 多治見まつり協賛金の協力についてということで、1 ページの最下段の3行に、6月9日の会議で決定される予定とあるが、その結果がどうか、決定されたかどうかの案内がなかったと思うがどうか。

区長会事務局 申し訳ない。先ほど説明させていただいたとおり、令和3年度の多治見まつりについては、延期が決定した。したがって、今回ご協力をお願いするのは、1の消防友の会の会費2,000円のみである。多治見まつりの協賛金はお願ひしない。

区長会長 他に質問はないか。

区長 質問なし。

(10) 区長会意見交換会への市議会議員の傍聴について

区長会長 「議題10：区長会意見交換会への市議会議員の傍聴について」の説明を求める。

区長会事務局 議題10（資料10）

令和3年度区長会意見交換会を8月開催の第3回、10月開催の第4回区長会議の第2部として開催する。

意見交換会では、各区、各町内会が抱えている課題や、その課題解決に向け工夫されている取り組み事例などを交換し合い、地域の枠を越えた交流や情報共有がされており、今年度もテーマを決め、いくつかのグループごとに意見を出し合う形で開催できればと、幹事区長と検討を進めているところである。

例年の意見交換会は、区長のみで開催しているが、市議会議員のみなさまにも傍聴人として参加いただき、日頃、どのようなことを課題として抱え、それぞれの区長が苦勞しているかについて直接聞いていただくことで、地元地域だけでなく、市全体の自治会の状況を深く知っていただける機会になるのではとの意見をいただいたことを踏まえ、提案するもの。

ただ、本意見交換会の主な目的は、区長同士が意見を交わし合い、それぞれの知見や区、町内会の経験を共有し合うことにあることから、市議会議員への提案や質問は行わないこととしたいと思うので、その点も合わせてお願いしたい。

最後になるが、7月7日に区長会幹事会を予定しており、本意見交換会のテーマや、運営方法について検討する予定であるため、取り上げてほしいテーマ等がある場合は、6月30日までに区長会事務局までお知らせいただきたい。幹事会に付議したいと思う。

区長会長 本件については、説明にもあったとおり、区長会のあり方等々の見直しをしている中で、区長の悩んでいること、困っていることを市議会議員のみなさまにも聞いていただきたい。それがすべて反映されるとは思っていないが、悩みごと、困りごとを共有することで、少しでも良い方向に進んで行けばと考え提案している。市議会議員のみなさまに今回は特にご意見を述べていただく予定はしていないが、自治会ではこういうことを考え、悩んでいるのだというのを直接聞き実感していただくということを目的に考えた。また、これも一度やってみて、みなさまのご意見を踏まえ、場合によっては見直しをすればと思っている。その点も含め、ご検討いただきたい。

区長同士の意見交換会が2回というのは足りない位だとは思いますが、ただ、なかなかこれぐらいしか時間を確保できないという面もある。この点についてもみなさまの意見を伺いながら方法も模索していきたいと思う。

議題10「区長会意見交換会への市議会議員の傍聴について」、質問はあるか。

区長 3番のところにあるテーマについてであるが、もし、提案したいテーマがある場合は、背景とか、どういったところまでお知らせすると良いか。

区長会事務局 テーマについてくらし人権課へお知らせいただいた際に、事務局が幹事に説明するの
に、背景等までお伺いすることもあると思う。テーマを掲げて理由等までお知らせいた
だく予定にさせていただけるとありがたい。

区長 質問なし。

(11) 自治会役員名簿情報の提供について

区長会長 「議題11：自治会役員名簿情報の提供について」の説明を求める。

区長会事務局 議題11（資料11）

自治組織と行政との連携を円滑にするために、区長、町内会長等、自治会役員の連絡
先を寄せていただき、活用している。

基本的には、事業者等、第三者には、名簿情報の提供は行っていないが、道路工事等
の事前周知など、地域運営に影響を及ぼす事案や、町内会への加入相談等を行う場合は、
例外事例として事業者へ役員との連絡先をお知らせしているところである。

そのような中、福祉団体から、「活動資金確保のために斡旋チラシ等の回覧をお願いし
たいため、役員の名簿情報を提供してほしい」との依頼があった。

そこで、今後も含め統一した対応をしたいと考え、対応案を提案させていただく。

当該事例のような収益事業実施のための名簿情報の提供については、団体の性格にか
かわらず、一切お断りすることとする案を提案する。

ただ、これまでにご協力いただいていた経緯から、事務局から名簿情報の提供をしな
くても、区の事務所や区、町内会の役員へ直接連絡する場合もあるかと思う。その場合
は、それぞれの自治会の判断に委ねることとしたい。

区長会長 議題11「自治会役員名簿情報の提供について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

【配布資料について】

区長会事務局 本日は5点配付している。

次第にはないが、先日東濃西部地区防犯協会から、日頃の地域の防犯活動に使って
いただきたいと緑色のジャンパー、ベスト、帽子をいただいた。1セットずつ配付する
ため活用いただきたい。

次に次第に沿って4点の配付資料について説明する。

最初に配付1点目であるが、核融合科学研究所から書面をお預かりしている。例年核
融合科学研究所の活動や研究計画について、7月ごろ開催の市民説明会でお知らせ
しているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今年度は9月下旬に
開催する予定で調整されているとのこと。そのため、次回第3回区長会議で、
詳細な開催日程等をお知らせする予定であるというものである。

2点目は、市役所各課が所管する各種委員会へ区長会を代表して委員を選任
したいと申し出があり、それを受け、別添A3資料のとおり、幹事区長に委員
として参加いただくようお願いをしたため、その状況について報告する。

続いて3点目であるが、市政協力業務委託契約書を先日2冊お預かり
しているが、区で保管いただく分を封筒に入れて配付しているのでお受け
取り願う。

最後に4点目であるが、多治見自警団に関する資料を配付している。

第13区の区長が多治見自警団の団長をされており、地域での見守りパトロール等も行っていただいていることから、第13区区長から活動紹介をお願いしたい。

第13区区長

区長会長に許可をいただき、説明する。私が、多治見自警団の団長を拝命いただいているので、区長様方に活動を知っていただくことが大切だと思いお願いした。

多治見自警団は、現在109社、個人も含め461名で活動している。基本的には月水金、午後9時から10時まで、3人一組でパトロールしている。

4ページ目に活動区域を記しているが、その地域で活動をしている。3人一組、8班、24人が各地域で1時間歩いてパトロールしている。皆様方の地域も回っているので、よろしくをお願いしたい。

どちらかというと、経営者の団体としてスタートした。株式会社北政商店の加藤政兵衛さんを中心に組織したが、我々業者というのは、そこにあるだけで地域のみなさまに通勤の際等に迷惑をかけてしまったりすることがある、何かしなければならぬという思いがあった。また、活動して16年目になるが、始めた頃には、暴漢事件、警官のピストルが奪われる事件があり、我々も地区を守っていかなければならぬという思いを強くし、会員を募り最初は280名から活動を始めた。

最初は不審者に間違われることもあったが、最近では地域の方々に認識いただき、「ありがとう」とか「ご苦労様」と声をかけていただくことも増えている。

他には、危険箇所の調査を行い、廃屋を2棟、東京の先生にも大変なことだと言われたが、柴田市議員と警察の方にも協力いただき、撤去に繋がったことがある。現在は空き家の条例があるので、少しやりやすくなったが、当時はそういったものもなく、非常に大変であった。

また、防災の観点で、飲料水の備蓄を行い、多治見市と防災協定を締結している。そのほか、陸前高田市の漁協を支援しようと一口1万円を募り、海産物の買い取りを行っている。おいしい海産物が食べられると非常に好評を得ているので、興味のある方は私に声をかけていただきたい。

そのほか、避難所として建屋等を提供したり、エコストーブを作り、寄附したりしている。毎年、何かをしようということで活動している。先日も多治見駅前の地下道の清掃を行い、現在放送されている「やくも」のポスターを貼ったが、許可無く貼ってはいけないと叱られてしまった。

平成24年度にはこのような活動が認められ、内閣総理大臣賞をいただき、わたしも官邸に行き、総理大臣から賞状をいただいていた。その模様を写真に撮ってきたのでその模様を紹介している。

このように団員が夜パトロールしていることを皆様方にも知っておいていただきたいし、また、もし、我々の活動に加わりたいという話があれば、声をかけていただければと思う。

お時間をいただき感謝申し上げます。

区長会長

配付資料について何か質問はあるか。

区長

質問なし。

【区長会の今後の日程について】

区長会事務局

今後の区長会関係の会議日程をお知らせする。

第3回区長会議を8月21日（土）午前9時から、本日と同様に産業文化センター5階大ホールで開催する。会場の都合上、会議開始の10分前、午前8時50分の開場となる

ので、よろしくお願ひしたい。

また、駐車場については、本庁舎前駐車場をご利用いただきたい。

なお、第3回区長会議の第2部として第1回区長会意見交換会の開催を予定しているため、あわせてご予約願ひたい。

続いて総務のみなさまについては、第3回区長会総務会を、8月5日(木)午前9時から、市役所本庁舎5階全員協議会室での開催を予定している。後日改めて開催通知をお送りするが、予約願ひたい。

区長会長
区長会長

予約された議事は終了したが、全体で質問等あるか。

これをもって区長会を終了する。